

平成 27 年 5 月 26 日策定

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金申請に伴う

### 福生市同意基準

1. 福生市宅地開発指導要綱を遵守すること
2. 「東京都高齢者保健福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」における介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数に基づく整備可能定員数を遵守すること。
3. 建築基準法や消防法等、法令上でスプリンクラーの設置義務が無い場合や免除される場合であっても、高齢及び要介護状態の入居者の安全に十分な配慮をするために、出来る限り各居室等へスプリンクラーを設置するように努めること。